

【申請の際に申請書類一式に添えて提出をお願いしているもの（コピーでも可）】

※申請時点でこれらが揃っていないからといって、申請を受け付けないことはありません。ただし、揃っている書類が多いほど、保護が受けられるかどうかの判断結果が早く出せる可能性が高くなります。ご自身のためにもご協力をお願いします。

- 1. 銀行などの預金通帳（世帯員名義のもの全て。申請日に記帳したもの）
- 2. 生命保険に加入している場合は、その証書
- 3. 年金、児童扶養手当等、世帯が受給している公的扶助の書類
- 4. 健康保険証、介護保険証、個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カード、障がい者手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証
- 5. アパートや借家の場合は、賃貸借契約書（家賃・地代の支払い状況がわかるもの）
- 6. 医療機関に通院中の場合は、領収書等医療費のわかるもの
- 7. 就労中、離職して間もない場合は、直近三カ月分の給与明細書
- 8. 光熱水費の受領証（滞納がある場合はその状況）
- 9. 自動車を保有している場合は、車検証、自賠責・任意保険証

【生活保護利用までの流れ】

① 相談

福祉事務所や各関係機関に困っている内容を相談してください。

(相談からそのまま続けて申請することもできます。)

② 申請

生活保護を希望する人は、生活保護を利用するための申請書類を提出します。

③ 調査

生活保護の申請をすると、申請時担当の職員が生活状況などを把握するため申請日から1週間以内にご自宅を訪問します。また、銀行・保険など資産状況などについて調査します。

④ 会議

調査のあと、生活保護申請日の翌日から原則2週間以内に生活保護による支援が必要か会議を開いて審査し、会議結果の通知も行います。特に調査に日数が必要な場合でも申請日の翌日から30日以内には通知します。

⑤ 利用開始

生活保護が決定した場合は担当のケースワーカー（支援担当者）が付き、扶助費の支給や自立に向けた支援が始まります。